

令和元年度当初予算における「地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費」

(歳入)

地方消費税交付金(社会保障財源化分)

137,774 千円

(歳出)

社会保障4経費その他社会保障施策に要する主な経費

1,388,804 千円

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する主な経費】

(単位:千円)

区分(事業名)		令和元年度 当初予算額	財 源 内 訳				
			特定財源			一般財源	
			国県 支出金	地方債	その他	地方消費税 (社会保障財源化分)	その他
社会福祉	特別医療支給費	120,720	56,760		7,200	8,904	47,856
	自立支援制度事業費	428,041	321,030			16,787	90,224
	障害者医療助成事業	14,160				2,221	11,939
	小 計	562,921	377,790	0	7,200	27,912	150,019
社会保険	国民健康保険事業 (事務費繰出・人件費繰出を除く)	122,622	70,500			8,177	43,945
	後期高齢者医療事業 (事務費繰出・事務費負担等を除く)	282,694	45,661			37,185	199,848
	介護保険事業 (事務費繰出・人件費繰出を除く)	285,442	2,296			44,419	238,727
	小 計	690,758	118,457	0	0	89,781	482,520
保健衛生	予防接種事業	60,220	2,292			9,088	48,840
	母子保健事業費	19,192	1,073			2,842	15,277
	健康増進事業費	5,102	3,401			267	1,434
	長寿健康増進事業費	50,611	266		90	7,884	42,371
	小 計	135,125	7,032	0	90	20,081	107,922
合 計		1,388,804	503,279	0	7,290	137,774	740,461

※地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、社会保障4経費その他社会保障施策(社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。)に要する経費に充てるものとされている。

(注)「社会保障4経費」・・・制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費

※「社会福祉」・「社会保険」・「保健衛生」の「地方消費税交付金(社会保障財源化分)」は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分している。